

国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

金融機関の社会的責任に関する公開質問状及び回答票

回答を作成された方のご連絡先の記入をお願いいたします。

(会社名以外の情報は外部には公開いたしません。)

会社名：

部署名：

役職：

氏名：

住所：〒

電話：

FAX：

e-mail：

質問 1 : 環境・社会配慮型融資制度について

金融機関は環境・社会に配慮した取り組みを積極的に進める企業等に対して、条件を優遇して融資を行うことにより、企業等の環境・社会配慮行動を促進すべきと考えられます。また融資先企業に対して、コンサルティング等を通して環境・社会に配慮した取り組みを進めるように働きかけるべきと考えられます。このような考えから、貴行のこうした環境・社会配慮型融資制度の取り組みについて伺います。

（注）再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資については、質問 2 においてご回答いただきます。本質問は、主に企業等を対象としたコーポレートファイナンスにおける環境・社会配慮型融資制度についてご回答ください。

質問 1-1. 環境・社会配慮型融資制度の導入について

貴行は、環境・社会に配慮した取り組みを進める企業等に対しての何らかの融資制度を導入していますか？ また、導入していない場合、今後、導入する予定はありますか？

- A. 導入している。
- B. 導入を検討している。(導入予定： 年 月頃)
- C. 導入していない。(その理由：)

(質問 1-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 1-2. 環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容について

①貴行は、環境・社会配慮型融資制度の適用条件をどのように定義されていますか？

(例：ISO14001 認証取得企業・エコアクション 21 認証・登録企業など)

②環境・社会配慮型融資制度の具体的内容についてご記入ください。

(例：融資金利の優遇、融資限度額の優遇など)

(質問 1-1 にて、A と回答した方に伺います。)

質問 1-3. 環境・社会配慮型融資の実績および目標について

① 貴行の、環境・社会配慮型融資の実績として、2006 年度末時点の融資残高および 2006 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2006 年度末の融資残高	()円	()% ※ 1
2006 年度での新規・追加融資額	()円	()% ※ 2

※ 1 : 2006 年度末の融資残高における環境・社会配慮型融資の割合 (環境・社会配慮型融資の融資残高 / 全融資残高)

※ 2 : 2006 年度における新規・追加融資額全体に対する環境・社会配慮型融資の割合
(環境・社会配慮型融資の新規・追加融資額 / 新規・追加融資額全体)

② 貴行の、環境・社会配慮型融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

(質問 1-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 1-4. 環境・社会配慮型融資を拡大していく際の課題について

これから環境・社会配慮型融資を拡大していく際に、課題になると考えられることをご記入ください。

質問 1-5. 企業の環境配慮型運営を促進するための仕組みについて

金融機関は、環境・社会に配慮した取り組みを促すために、融資先企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように働きかけるべきと考えられます。

① 貴行は、融資先企業が環境・社会に配慮した取り組みを進めるために、融資の際に、企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように促していますか？

- ☐ A. すべての融資で促している。
- ☐ B. 一部の融資で促している。
- ☐ C. 促していない。

(質問 1-5①にて、A・B と回答した方に伺います。)

② どのような方法で促しているのかご記入ください。

金融機関は、再生可能エネルギー事業等の環境事業へ融資を行うことにより、地球温暖化問題をはじめとする環境問題解決に向けて貢献するべきと指摘されています。このような考えから、貴行のプロジェクトファイナンスにおける環境事業への融資の取り組みについてお伺いします。

貴行は、再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資に取り組んでいますか？ また、取り組まれていない場合、今後、取り組まれる予定はありますか？

- ☐A. 取り組んでいる。
- ☐B. 今後の取り組みを検討している。(取り組みの開始予定： 年 月頃)
- ☐C. 取り組んでいない。(その理由：)

貴行が実施されている環境事業への融資の具体的な内容（環境事業の定義、具体的な対象事業、融資の方法、環境への効果の計測方法、他行との連携等）についてご記入ください。

①貴行の、環境事業への融資実績として、2006 年度末時点の融資残高および 2006 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2006 年度末の融資残高	()円	()% ※ 1
2006 年度での新規・追加融資額	()円	()% ※ 2

※2：2006 年度における新規・追加融資金額全体に対する環境事業への融資金額の割合（環境事業の新規・追加融資金額／新規・追加融資金額全体）

②貴行の、環境事業への融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

(質問 2-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 2-4. 環境事業への融資を拡大していく際の課題について

これから環境事業への融資を拡大していく際に、課題になると考えられることをご記入ください。

地球温暖化問題への懸念が世界的に高まる中で、金融機関においても地球温暖化防止の取り組みが重要となってきています。金融機関は、自社内で温室効果ガスを削減するための取り組みを実施するだけでなく、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量を計測・公表し、温室効果ガスを削減するように努めるべきと考えられます。このような考えから、貴行の融資活動を通じた地球温暖化防止の取り組みについて伺います。

貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、その一部でも計測・公表していますか？

- (質問 3-1 にて、A・B・C と回答した方に伺います。)

①融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表範囲として、どの範囲までを対象としていますか？（複数回答可、上限なし）

- ②対象範囲を①で回答した範囲としている理由をご記入ください。

①貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、一部でも計測・公表している場合、その排出量に対して、何らかの削減目標を設定されていますか？

- ☐A. 設定している。
- ☐B. 設定していない。

(質問 3-3①にて、A と回答した方に伺います。)

②削減目標の具体的な内容についてご記入ください。

質問 3-4. 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表に関する課題

温室効果ガスの排出量の計測・公表を今後実施していくにあたり、課題と考えられることをご記入ください。

質問 4 : 社会的事業への取組みについての質問

現在、わが国においても、地域間の格差や社会的排除が課題となりつつあります。こうした問題を解消すべく、金融機関は今後、NPO 等が実施する社会的事業（コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスとも呼ばれる事業）に積極的に融資していくべきと考えられます。このような考えから、貴行の国内における社会的事業への融資、あるいは社会的事業に対する支援（資金のおよび非資金的なもの含む）等に関する取組みについてお伺いします。

質問 4-1. 社会的事業への融資について

貴行の、社会的事業への融資に関する取組み状況についてご回答ください。

- ☐A. 社会的事業への融資を実施している。
- ☐B. 社会的事業への融資は実施していないが、検討している。
あるいは、今後、検討する必要があると考えている。
- ☐C. 社会的事業への融資は実施しておらず、今後検討する必要もないと考えている。
- ☐D. その他()

(質問 4-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 4-2. 社会的事業への融資、あるいはその検討の具体的内容について

社会的事業への融資、あるいはそれに関する検討内容について、ご記入ください。

質問 4-3. 社会的事業に対する融資以外の支援について

社会的事業に対する、融資以外の支援について取り組まれていることがあればご記入ください。

質問 5 : 赤道原則の遵守に関する質問

貴行の赤道原則（エクエーター原則）の遵守に関することについてお伺いします。

質問 5-1. 赤道原則の環境スクリーニング実施状況の現状について

赤道原則への署名年度を記入した上で、エクエーター原則実施マニュアルに基づく環境スクリーニングの年度毎の実施件数を下記の表にご記入ください。

（赤道原則への署名年度・月： 年度 月）

カテゴリー	解説	カテゴリー別小計			
		2006 年度	2005 年度	2004 年度	2003 年度
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。				
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。				
C	社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。				
合計					

質問 6：ネガティブな企業・事業への融資制限制度について

海外において、CSR に先進的な取り組みを実施している金融機関では、環境・社会に悪影響を及ぼす事業を行っている企業を、融資対象から除外する取り組みも実施しています。ここでは、こうしたネガティブな企業・事業への融資についての貴行の考えをお伺いします。

質問 6-1. クラスター爆弾製造関連企業への融資について

2007 年 2 月に、ベルギーの NGO・ネットワークフランデレンが、日本を含む世界の金融機関が人権的に問題のあるクラスター爆弾製造関連企業へ多額の融資を行っている指摘し、国内でも毎日新聞において報道されました。海外ではこうした動きを受けて、世界最大級の保険・金融会社アクサ（フランス）等がクラスター爆弾製造関連企業への投融資を止めることを決断したと報道されています。また、ベルギーの NGO・ネットワークフランデレンのレポートによれば、クラスター爆弾製造関連企業 5 社への日本の銀行からの融資額は以下のようになっています。（金額はすべて US ドル）

- 1) Lockheed Martin（ロッキードマーチン）：みずほ銀行含む 5 行から 15 億（各銀行からの個別の融資額は不明）
- 2) Raytheon（レイセオン）：旧東京三菱銀行から 1 億、みずほ銀行から 7,000 万、三井住友銀行から 5,000 万、旧 UFJ 銀行から 2,500 万
- 3) Textron（テキストロン）：三菱東京 UFJ 銀行から 6,000 万
- 4) Thales（タレス、子会社がクラスター爆弾製造会社 TDA）：三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行を含む 28 行から 20 億（各銀行からの個別の融資額は不明）
- 5) European Aeronautics Defence and Space Company (EADS)（2005 年まで TDA に出資）：三菱東京 UFJ 銀行から 8500 万、みずほ銀行から 8500 万、三井住友銀行から 4500 万。

①現時点における、貴行からこれらのクラスター爆弾製造関連企業 5 社への融資状況を以下にご記入ください。

企業名	融資しているか否か	融資している場合の融資額 （単位：億円）
Lockheed Martin	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Raytheon	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Textron	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Thales	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
EADS	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円

なお、個別企業への融資状況は公開できないという場合は、上記 5 社のいずれかに融資をしているか否かのみご回答ください。

- ☐A. 上記 5 社のいずれかに融資をしている。 その場合の融資額合計 （ 億円）
- ☐B. 上記 5 社のいずれにも融資していない。

②貴行は、これらのクラスター爆弾製造関連企業への融資について、中止することを検討されていますか？

- ☐A. 検討している。
☐B. 検討していない。

(質問 6-1②にて、A と回答した方に伺います。)

③検討の内容および融資を中止する場合に想定される時期をご記入ください。

(質問 6-1②にて、B と回答した方に伺います。)

④検討していない理由についてご記入ください。

質問 6-2. ネガティブな事業への融資制限制度の導入について

貴行は、法令順守の融資審査／赤道原則遵守以外に、上記のクラスター爆弾製造業のような環境・社会に悪影響を及ぼす事業や、それを実施している企業に融資を行わないための融資制限制度を導入していますか？

- ☐A. 導入している。
☐B. 導入を検討している。(導入予定： 年度)
☐C. 導入していない。

(質問 6-2 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 6-3. ネガティブな事業への融資制限制度の基準と措置について

①融資制限制度の対象をご記入ください。

②融資制限制度の具体的な内容をご記入ください。

質問 7：「環境預金商品」の導入について

ヨーロッパで発展しつつあるソーシャル・バンク（オランダのトリオドス銀行、イタリアの倫理銀行など）では、預けたお金が環境・社会等に配慮した事業に限定して融資される預金商品を提供しています（この公開質問状ではこうした預金商品のことを「環境預金商品」と呼びます。なお、定期預金の利子の一部が NPO などに寄付されるような商品が「エコ定期」などと呼ばれる場合がありますが、こうした商品は「環境預金」には含まれません）。

質問 7-1. 「環境預金商品」の導入の検討について

貴行において、こうした「環境預金商品」の導入を検討していますか？

- ☐A. 検討している。
- ☐B. 検討していない。

（質問 7-1 にて、A と回答した方に伺います。）

質問 7-2. 「環境預金」の融資先について

① 貴行で検討している「環境預金」については、どのような融資先を想定されていますか？

（複数回答可、上限なし）

- ☐A. 環境配慮型住宅を普及する事業・企業
- ☐B. 自然エネルギー（風力・地熱など）を開発・普及する事業・企業
- ☐C. 食の安全性を高める事業・企業
- ☐D. 子育て、介護を支援する事業・企業
- ☐E. 地域がかかえる問題に取り組んだり、地域を活性化させる事業・企業
- ☐F. 途上国の自立的発展に、環境・社会・労働条件などに配慮した上で、役立つ事業・企業
- ☐G. その他 （ ）

② また、その「環境預金」を検討している理由、および販売予定時期をご記入ください。

検討理由、販売予定時期（見込み）

（ ）

（質問 7-1 にて、B と回答した方に伺います。）

質問 7-3. 「環境預金」について検討していない理由について

検討していない主な理由として、よく当てはまるものをご回答ください。（複数回答、最大 3 つまで）

- ☐A. 「環境預金」という形で融資先を限定した預金商品を、普通の預金とは別につくることが金融監督行政上、許されないと考えられるから。
- ☐B. 融資先を限定した上で、元本保証することが難しいから。
- ☐C. 「環境預金商品」を取り扱う事務コストがかかるから。
- ☐D. 環境・社会配慮型の事業に対する審査能力がないから。
- ☐E. 資金ニーズがないから。
- ☐F. 預金者（一般市民）がそうした金融商品を求めてないから。
- ☐G. その他 （ ）

